

県域水道一体化の推進について

課題

- 人口減少等による水需要減少に伴う給水収益の減少
- 施設老朽化に伴う更新需要の増大
- 職員の削減・退職に伴う技術力低下や職員不足

県域水道一体化

施設共同化による投資最適化
 運営体制の強化

目指す姿

水道の理想像である「持続」「強靱」「安全」の確保により、今後も安全・安心な水道水を将来に渡って持続的に供給する

- ・統合形態は、事業統合
- ・企業団をR6年度までに設立
- ・R7年度までに事業開始

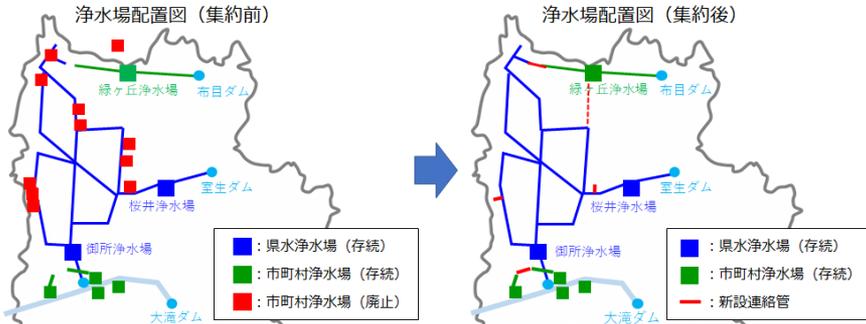
■具体的効果

- ・水道料金の上昇の抑制
- ・水道施設・管路の耐震化の促進
- ・施設共同化による建設改良費、維持管理費の削減
- ・水質管理体制の強化
- ・専門職員を確保しながら、職員数を適正化

施設共同化の内容

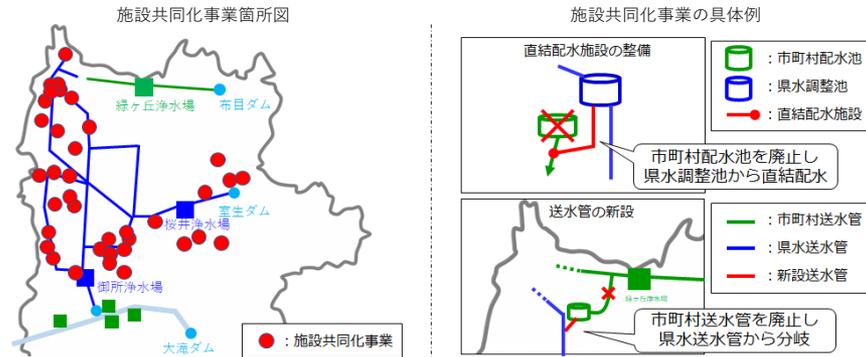
■浄水場の集約

段階的に市町村浄水場を廃止（統合時18 → 7）



■送配水施設の最適化

市町村域を越えた送配水施設・監視制御システムの最適化を実施

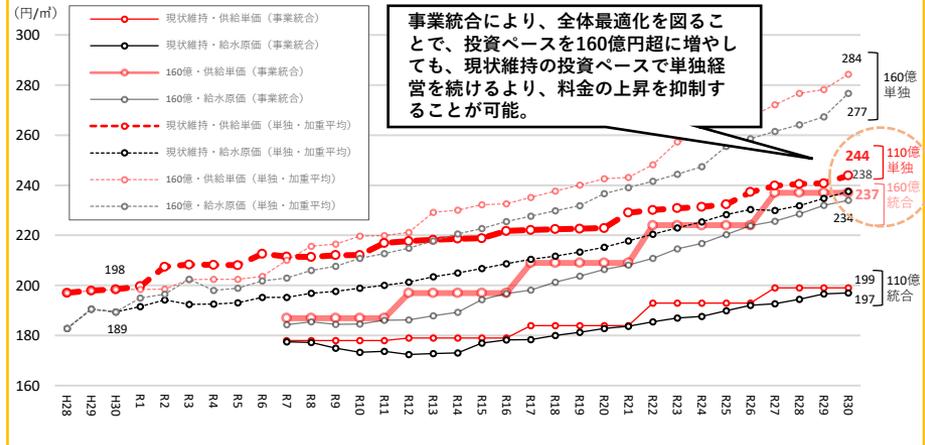


県域水道一体化の効果

■効果額（投資抑制効果と国交付金活用）

施設共同化（R7～R30）	交付金の活用（R7～R16）
1. 市町村浄水場の集約 投資削減額 = 241億円 連絡管の整備費 = △50億円	1. 広域化事業交付金 対象事業費594億円 × 1/3 = 198億円 対象事業費内訳 ・県水管路更新事業：256億円 ・監視制御の集約等：64億円 ・奈良市緑ヶ丘浄水場施設整備：164億円 ・施設共同化：110億円
2. 送配水施設の最適化 投資削減額 = 190億円 施設共同化事業費 = △91億円	2. 運営基盤強化等事業交付金 対象事業費594億円 × 1/3 = 198億円
小計：290億円	小計：396億円
合計：686億円	

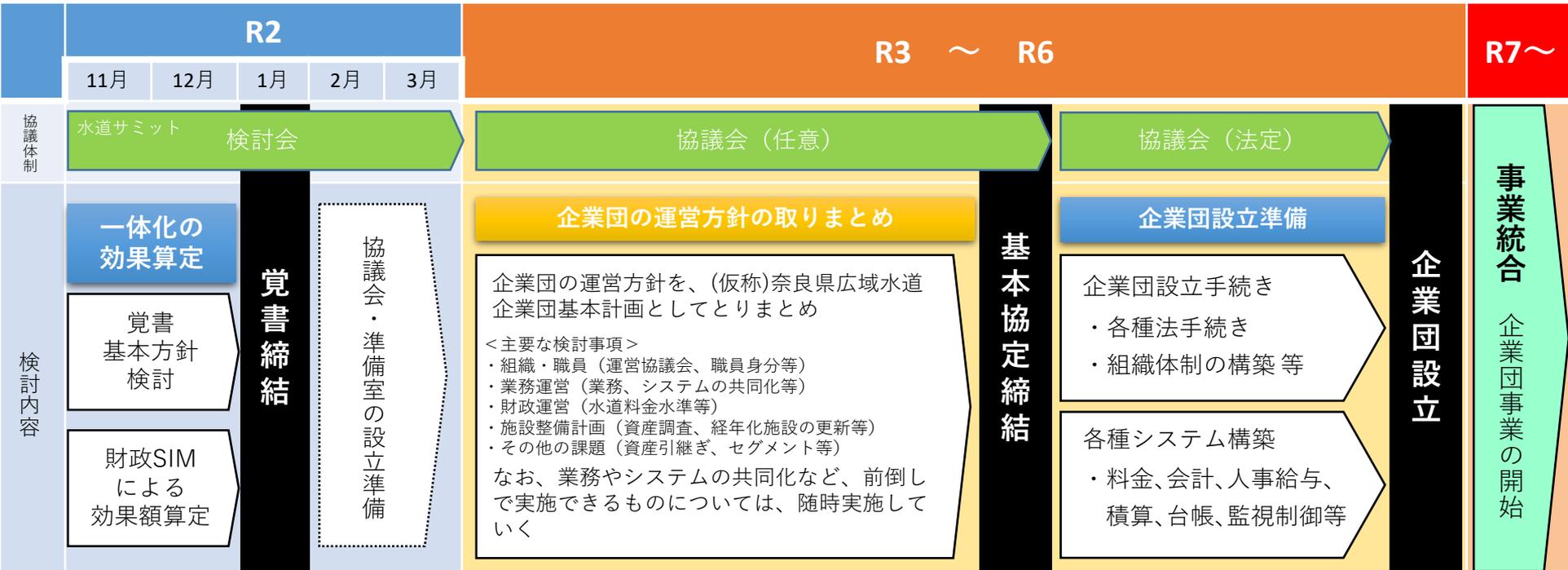
■財政シミュレーションによる水道料金上昇抑制効果



県域水道一体化の推進について

報 告 7
令 和 2 年 1 1 月
水 道 局

■スケジュール（R3年度以降の予定）



■覚書（案）の概要

企業団の設立（第2条）

- ・企業団をR6年度までに設立し、R7年度までに事業を開始。
- ・企業団として単一の事業認可を取得（事業統合）

水道施設の整備方針（第5条）

- ・水道施設の更新整備は、関係団体の更新実績を保証し、又は関係団体の水道施設整備計画を尊重。

水道料金等（第6条）

- ・統合時において、統一することを基本とする。
- ・水道料金について統合効果が見られない団体はセグメント会計可。

資産等の引継ぎ（第7条）

- ・水道事業で生み出された資産等は、企業団にすべて引継ぐ。

水道事業の用に供さない資産等（第8条）

- ・第7条の資産等（現金、積立金等の内部留保資金を除く。）のうち、水道事業の用に供さない施設及び土地の取扱い並びに一部事務組合が所有する資産のうち関係団体以外の市町村に係る資産の取扱いについては、基本協定締結までに関係団体等で協議のうえ、対応方針を定める。

協議会及び準備室の設置（11条）

- ・統合に向けた協議検討を行うため、R3年度に（仮称）奈良県広域水道企業団設立準備協議会を発足させ、必要な業務を遂行するために準備室を設置。

■第2回水道サミットでの主な意見（R2.11.26開催）

【大和郡山市】

- ・現時点では市民の理解が得られず、覚書には参加できない。引き続き、市の内部において整理をしていきたい。

【その他市町村】

- ・広域化という手法は、これからの時代において大きな効果が期待できると認識している。その上で、更新投資の規模をどの程度にするかについては、将来の水道料金を勘案し、詳細なシミュレーションによる検討が必要。
- ・奈良広域水質検査センター組合職員の取扱、一体化に参加しない県内11村の水質検査について、配慮をお願いしたい。
- ・県水転換等により廃止された施設の取扱について、今後議論していきたい。
- ・県域水道一体化を機に、下水道の広域化についても検討を始めてほしい。